

新潟県条例第50号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(行列行進、集団示威運動に関する条例の一部改正)

第1条 行列行進、集団示威運動に関する条例(昭和24年新潟県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第4条第2項の規定により公安委員会の<u>付した条件</u>に違反した者</p>	<p>第5条 次の各号の<u>一</u>に該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第4条第2項の規定により公安委員会の<u>附した条件</u>に違反した者</p>

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年新潟県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、職務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとしてすることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、職務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故により<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとしてすることができる。</p> <p>2 (略)</p>

(新潟県統計調査条例の一部改正)

第3条 新潟県統計調査条例(昭和28年新潟県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第15条 第12条第1項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第15条 第12条第1項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
-----	-----

第25条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第25条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2～4 (略)

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁

第25条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第25条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2～4 (略)

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮

刑以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) (略) 6～8 (略)	以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) (略) 6～8 (略)
--	---

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第26条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p>	<p>第26条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p>
<p>第26条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やか</p>	<p>第26条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やか</p>

<p>に当該一時差止処分を取り消さなければならない。 ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>に当該一時差止処分を取り消さなければならない。 ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>
---	--

(新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正)

第6条 新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和32年新潟県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(年金権の一般的消滅原因)</p> <p>第8条 年金(第2号又は第3号の場合にあつては、通算退職年金を除く。)を受ける権利を有する者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、その権利は消滅する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 死刑又は無期若しくは3年を超える<u>拘禁刑</u>に処せられたとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 在職中の職務に関する犯罪(過失犯を除く。)により、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、年金(通算退職年金を除く。)を受ける権利は消滅する。ただし、その在職が退職年金を受けた後になされたものであるときは、その再在職によつて生じた権利のみ消滅する。</p> <p>(在職年の除算)</p> <p>第22条 次に掲げる年月数は、在職年からこれを除算する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 職員が退職後在職中の職務に関する犯罪(過失犯を除く。)により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含む引き続いた在職年月数</p> <p>(4) (略)</p> <p>(退職年金及び傷病年金の停止)</p> <p>第35条 退職年金及び傷病年金は、これを受ける者が3年以下の<u>拘禁刑</u>に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受ける</p>	<p>(年金権の一般的消滅原因)</p> <p>第8条 年金(第2号又は第3号の場合にあつては、通算退職年金を除く。)を受ける権利を有する者が次の各号の<u>一に</u>該当するときは、その権利は消滅する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 死刑又は無期若しくは3年を超える<u>懲役若しくは禁錮の刑</u>に処せられたとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 在職中の職務に関する犯罪(過失犯を除く。)に<u>因り</u>、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたときは、年金(通算退職年金を除く。)を受ける権利は消滅する。ただし、その在職が退職年金を受けた後になされたものであるときは、その再在職によつて生じた権利のみ消滅する。</p> <p>(在職年の除算)</p> <p>第22条 次に掲げる年月数は、在職年からこれを除算する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 職員が退職後在職中の職務に関する犯罪(過失犯を除く。)に<u>因り</u><u>禁錮</u>以上の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含む引き続いた在職年月数</p> <p>(4) (略)</p> <p>(退職年金及び傷病年金の停止)</p> <p>第35条 退職年金及び傷病年金は、これを受ける者が3年以下の<u>懲役又は禁錮の刑</u>に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又は執</p>

ことがなくなつた月までこれを停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは、これを停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月の翌月以降はこれを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月までこれを停止する。

2 前項の規定の適用については、恩給法第58条ノ2第2項の規定の例による。

(遺族年金の停止)

第57条 遺族年金を受ける者が3年以下の拘禁刑に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた月まで遺族年金を停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは、これを停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月の翌月以降はこれを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月までこれを停止する。

2 前項の規定は、拘禁刑以上の刑に処せられ刑の執行中又はその執行前にある者に遺族年金を支給すべき事由が生じた場合について、これを準用する。

3 前2項の規定の適用については、恩給法第77条第3項の規定の例による。

行を受けることがなくなつた月までこれを停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは、これを停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月の翌月以降はこれを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月までこれを停止する。

(遺族年金の停止)

第57条 遺族年金を受ける者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた月まで遺族年金を停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは、これを停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月の翌月以降はこれを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月までこれを停止する。

2 前項の規定は、禁錮以上の刑に処せられ刑の執行中又はその執行前に在る者に遺族年金を支給すべき事由が生じた場合について、これを準用する。

(新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正)

第7条 新潟県特別職の職員の退職手当支給条例(昭和35年新潟県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)	(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)
<p>第7条 退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下同じ。)をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした</p>	<p>第7条 退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下同じ。)をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした</p>

者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) (略)
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、失職した者
- (3) (略)

(退職手当の支払の差止め)

第8条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を行うものとする。

- (1) 特別職の職員が刑事事件に関し起訴（アに掲げる者にあつては、当該起訴に係る犯罪についてアに規定する刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるもの（処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑が定められている犯罪に係るものを除く。）を除き、イに掲げる者にあつては、当該起訴に係る犯罪についてイに規定する刑が定められているものに限り、同編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

ア 知事 拘禁刑以上の刑又は罰金の刑（処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。）

イ 知事以外の特別職の職員 拘禁刑以上の刑

- (2) (略)

2～6 (略)

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第9条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者（第1号に該当する場合において、

者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) (略)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、失職した者
- (3) (略)

(退職手当の支払の差止め)

第8条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を行うものとする。

- (1) 特別職の職員が刑事事件に関し起訴（アに掲げる者にあつては、当該起訴に係る犯罪についてアに規定する刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるもの（処された場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑が定められている犯罪に係るものを除く。）を除き、イに掲げる者にあつては、当該起訴に係る犯罪についてイに規定する刑が定められているものに限り、同編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

ア 知事 禁錮以上の刑又は罰金の刑（処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。）

イ 知事以外の特別職の職員 禁錮以上の刑

- (2) (略)

2～6 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第9条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者（第1号に該当する場合において、

当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第7条に規定する事情及び同条各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑（当該退職をした者が前条第1項第1号アに掲げる者であつた場合にあつては、同号アに規定する刑。次条第1項第1号において同じ。）に処せられたとき。

(2) (略)

2・3 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第10条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者に対し、第7条に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) (略)

2 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第12条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑（退職手当の受給者が第8条第1項第1号アに掲げる者であつた場合にあつては、同号アに規定する刑。以下この項において同じ。）に処せられた後において第10条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、知事は、

当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第7条に規定する事情及び同条各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑（当該退職をした者が前条第1項第1号アに掲げる者であつた場合にあつては、同号アに規定する刑。次条第1項第1号において同じ。）に処せられたとき。

(2) (略)

2・3 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第10条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者に対し、第7条に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) (略)

2 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第12条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑（退職手当の受給者が第8条第1項第1号アに掲げる者であつた場合にあつては、同号アに規定する刑。以下この項において同じ。）に処せられた後において第10条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、知事は、

<p>当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 (略)</p>
--	---

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第8条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年新潟県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職</p>

職手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第20条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した

手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第20条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したと

<p>ときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 （略）</p>	<p>ときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 （略）</p>
--	---

（新潟県港湾管理条例の一部改正）

第9条 新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第20条の3 第3条の3の規定に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第20条の3 第3条の3の規定に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p>

（新潟県立自然公園条例の一部改正）

第10条 新潟県立自然公園条例（昭和43年新潟県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第23条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) （略）</p>	<p>第23条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) （略）</p>
<p>第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) （略）</p>	<p>第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) （略）</p>

（新潟県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第11条 新潟県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（年金の支給停止）</p> <p>第9条 第7条第1項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。</p> <p>(3) （略）</p>	<p>（年金の支給停止）</p> <p>第9条 第7条第1項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>懲役又は禁固の刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。</p> <p>(3) （略）</p>

（新潟県生活環境の保全等に関する条例の一部改正）

第12条 新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和46年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第142条 次の各号の<u>一</u>に該当する者は、1年</p>	<p>第142条 次の各号の<u>一</u>に該当する者は、1年以下の</p>

以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)	<u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)
第143条 次の各号の <u>いずれかに</u> 該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の <u>拘禁刑</u> 又は20万円以下の罰金に処する。	第143条 次の各号の <u>一に</u> 該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の <u>禁錮</u> 又は20万円以下の罰金に処する。
第144条 第14条第1項、第16条第1項、第37条、第39条、第76条又は第78条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の <u>拘禁刑</u> 又は20万円以下の罰金に処する。	第144条 第14条第1項、第16条第1項、第37条、第39条、第76条又は第78条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の <u>懲役</u> 又は20万円以下の罰金に処する。

(新潟県文化財保護条例の一部改正)

第13条 新潟県文化財保護条例(昭和48年新潟県条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第41条 県指定有形文化財を損壊し、 <u>毀損し</u> 、又は隠匿した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は5万円以下の罰金若しくは科料に処する。	第41条 県指定有形文化財を損壊し、 <u>き損し</u> 、又は隠匿した者は、1年以下の <u>懲役若しくは禁錮</u> 又は5万円以下の罰金若しくは科料に処する。
第42条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、 <u>毀損し</u> 、又は衰亡するに至らしめた者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は5万円以下の罰金若しくは科料に処する。	第42条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、 <u>き損し</u> 、又は衰亡するに至らしめた者は、1年以下の <u>懲役若しくは禁錮</u> 又は5万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(新潟県自然環境保全条例の一部改正)

第14条 新潟県自然環境保全条例(昭和48年新潟県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第45条 第20条第1項若しくは第2項(第25条第2項において準用する場合を含む。)又は第25条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	第45条 第20条第1項若しくは第2項(第25条第2項において準用する場合を含む。)又は第25条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。
第46条 次の各号の <u>いずれかに</u> 該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)	第46条 次の各号の <u>いずれかに</u> 該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)

(新潟県青少年健全育成条例の一部改正)

第15条 新潟県青少年健全育成条例(昭和52年新潟県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(罰則)	(罰則)
第29条 第20条第1項又は第2項の規定に違反した	第29条 第20条第1項又は第2項の規定に違反した

者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。
2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。	2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
3～5 (略)	3～5 (略)

(新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第16条 新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年新潟県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(罰則)	(罰則)
第17条 次の各号の <u>いずれかに</u> 該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。	第17条 次の各号の <u>一に</u> 該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)

(新潟県拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)

第17条 新潟県拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成6年新潟県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(罰則)	(罰則)
第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は20万円以下の罰金に処する。	第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は20万円以下の罰金に処する。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
2 (略)	2 (略)

(新潟県屋外広告物条例の一部改正)

第18条 新潟県屋外広告物条例（平成7年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)

(新潟県河川法施行条例の一部改正)

第19条 新潟県河川法施行条例（平成11年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(罰則)	(罰則)
第10条 第3条第1項の規定に違反して竹木を流送した者は、2月以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。	第10条 第3条第1項の規定に違反して竹木を流送した者は、2月以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。

(新潟県覚醒剤取締法施行条例の一部改正)

第20条 新潟県覚醒剤取締法施行条例（平成12年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(覚醒剤施用機関等の指定の基準)	(覚醒剤施用機関等の指定の基準)
第2条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第3条第1項の規定による覚醒剤施用機関若しくは覚醒剤研究者の指定又は法第30条の2の規定による覚醒剤原料取扱者若しくは覚醒剤原	第2条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第3条第1項の規定による覚醒剤施用機関若しくは覚醒剤研究者の指定又は法第30条の2の規定による覚醒剤原料取扱者若しくは覚醒剤原

<p>料研究者の指定をしないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のアからクまでのいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>ウ～ク (略)</p>	<p>料研究者の指定をしないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のアからクまでのいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>ウ～ク (略)</p>
---	--

(新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部改正)

第21条 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例（平成12年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(向精神薬試験研究施設設置者の登録の基準)</p> <p>第4条 知事は、法第50条の5第2項に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録をしないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のアからキまでのいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>ア <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>イ～キ (略)</p>	<p>(向精神薬試験研究施設設置者の登録の基準)</p> <p>第4条 知事は、法第50条の5第2項に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録をしないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のアからキまでのいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>ア <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>イ～キ (略)</p>

(新潟県迷惑行為等防止条例の一部改正)

第22条 新潟県迷惑行為等防止条例（平成12年新潟県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第13条 第11条の規定による公安委員会の命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第14条 第2条、第5条又は第6条の規定に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第13条 第11条の規定による公安委員会の命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第14条 第2条、第5条又は第6条の規定に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

(新潟県情報公開条例の一部改正)

第23条 新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(罰則) 第32条 第19条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第32条 第19条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(新潟県砂防指定地等管理条例の一部改正)

第24条 新潟県砂防指定地等管理条例（平成15年新潟県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(罰則) 第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) (略)	(罰則) 第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) (略)

(新潟県接客飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例の一部改正)

第25条 新潟県接客飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例（平成16年新潟県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(罰則) 第12条 第8条の規定による公安委員会の命令に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 3 (略)	(罰則) 第12条 第8条の規定による公安委員会の命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 3 (略)

(新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例の一部改正)

第26条 新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例（平成16年新潟県条例第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第29条 第10条又は第16条の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第29条 第10条又は第16条の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例の一部改正)

第27条 新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例（平成17年新潟県条例第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第23条 第11条又は第13条の規定による命令に違反した者は、3月以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。	第23条 第11条又は第13条の規定による命令に違反した者は、3月以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。

(新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の一部改正)

第28条 新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（平成18年新潟県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年	第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年

以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)	以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)
--	---

(新潟県暴力団排除条例の一部改正)

第29条 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 2 (略)	第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 2 (略)

(新潟県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第30条 新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(罰則) 第26条 第20条第3項又は第4項の規定による命令（第19条第1項第11号又は第12号に係るものに限る。）に違反した者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第26条 第20条第3項又は第4項の規定による命令（第19条第1項第11号又は第12号に係るものに限る。）に違反した者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。
第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)	第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)
第28条 第18条第3号又は第4号の規定に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。	第28条 第18条第3号又は第4号の規定に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。

(新潟県行政不服審査法施行条例の一部改正)

第31条 新潟県行政不服審査法施行条例（平成28年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(罰則) 第17条 第3条又は第7条第6項（第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第17条 第3条又は第7条第6項（第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(新潟県希少野生動植物保護条例の一部改正)

第32条 新潟県希少野生動植物保護条例（令和3年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(罰則) 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)	(罰則) 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)
第27条 第14条第4項又は第20条第4項の規定により付された条件に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。	第27条 第14条第4項又は第20条第4項の規定により付された条件に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。

(新潟県盛土等の規制に関する条例の一部改正)

第33条 新潟県盛土等の規制に関する条例(令和4年新潟県条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(罰則) 第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)	(罰則) 第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)
第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)	第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)
第34条 第25条の規定に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第34条 第25条の規定に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第34条 新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年新潟県条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第20条 第13条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第20条 第13条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
附 則 (旧条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 (略) 2～5 (略) 6 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 7 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 8・9 (略)	附 則 (旧条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 (略) 2～5 (略) 6 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 7 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 8・9 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）（以下「刑法等一部改正法等」という。）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第25条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等及びこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例第26条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 刑法等一部改正法等及びこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第7条の規定による改正後の新潟県特別職の職員の退職手当支給条例第8条第1項、第9条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第12条第4項並びに新潟県特別職の職員の退職手当支給条例第8条第4項及び第12条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 刑法等一部改正法等及びこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第8条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第16条第1項及び第5項、第17条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第20条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第20条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(経過措置の規則への委任)

- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、刑法等一部改正法等及びこの条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。